

令和4年度第12回農業委員会総会議事録

開会月日		令和 5 年 3 月 27 日（月）		開議の時刻		午前 10 時 30 分	
場 所		唐子市民活動センター 2 階 大会議室		閉議の時刻		午後 0 時 15 分	
議 長		東松山市農業委員会長 野村 孝行					
委 員 の 出 席 状 況							
農 業 委 員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要	
	1	松崎 昭三	出 席	7	藤野 香織	出 席	
	2	杉浦 勉	〃	8	松本 禮子	〃	
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃	
	4	千葉 有美子	欠 席	1 0	久保田 節子	〃	
	5	宇津木 昭一	出 席	1 1	野村 孝行	〃	
	6	鹿田 明	〃				
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要	
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席	
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	〃	
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	〃	
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃	
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃	
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	欠 席	
		山田 弘明	〃		山下 哲生	出 席	
		小澤 謙一	欠 席				
	議題等		・ 農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・ その他				
公開・非公開の別		公開					
傍聴者数		(会議を公開した場合) 0 人					
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)					
		議 事 参 与 者					
事務局		氏 名	摘 要				
事務局長		松崎 一祐	出 席				
副主幹		小林 裕介	〃				
主 任		福島 誠	〃				

の規定による 許可申請承認 の件について	野村会長が、議長を久保田職務代理から交代する。 1 番の申請について 松山地区・宇津木委員より、1 番の申請について、大字東平に所在する申請人（受人）としての法人より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（田 1 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は農業経営者がいないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、2 番の申請について、比企郡嵐山町在住の申請人（受人）より、久喜市在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は農地確保及び農業継承のため、渡人は就業者不在のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、3 番の申請について、松本町 2 丁目在住の申請人（受人）より、志木市在住の申請人（渡人）が、大字古凍地内に所有する農地（畑 2 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は高齢手不足で農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、4 番の申請について、大字古凍
-------------------------------------	---

議案第 3 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請承認 の件	在住の申請人（受人）より、比企郡滑川町在住の申請人（渡人）が、大字古凍地内に所有する農地（田 6 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は単身の手不足のため農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 松山地区・宇津木委員より、1 番の申請について、大字東平在住の申請人が、大字東平地内に所有する農地（畑 1 筆）を、長屋住宅に転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、長屋住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 松山地区・宇津木委員より、2 番の申請について、大字市ノ川在住の申請人が、大字市ノ川地内に所有する農地（畑 3 筆）を、長屋住宅に転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、長屋住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。
議案第 4 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件	議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 松山地区・宇津木委員より、1 番の申請について、川越市在住の申請人（受人）より、大字市ノ川在住の申請人（渡人）

	が、大字市ノ川地内に所有する農地（田 2 筆）を、住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 大岡地区・藤野委員より、2 番の申請について、東京都新宿区在住の申請人（受人）より、大字大谷在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 大岡地区・藤野委員より、3 番の申請について、愛知県名古屋市に所在する申請人（受人）としての法人より、大字大谷在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（田 1 筆）を、隣地の発電所工事の建設部材、機器の保管場所として一時転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、農用地区域内農地であるが、隣地の発電所工事の建設部材、機器の保管場所としての一時転用の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について 大岡地区・藤野委員より、4 番の申請について、大字岡在住の申請人（受人）より、大字岡在住の申請人（渡人）が、大字岡地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地
--	---

	の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 5 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、5 番の申請について、大字高坂在住の申請人（受人）より、所沢市在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑 1 筆）を、専用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、専用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 6 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、6 番の申請について、大字上野本所在の申請人（受人）より、大字市ノ川在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅建築の為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 7 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、7 番の申請について、東京都西東京市に所在する申請人（受人）としての法人より、松本町 2 丁目在住の申請人（渡人）外 2 名が、大字石橋地内に所有する農地（畑 2 筆）を、分譲のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、分譲の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 8 番の申請について
--	--

	唐子地区・荒川委員より、8 番の申請について、比企郡滑川町所在の申請人（受人）としての法人より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑 3 筆）を建売住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、建売住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 9 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、9 番の申請について、東京都練馬区に所在する申請人（受人）としての法人より、比企郡滑川町在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑 1 筆）を、建売住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、建売住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 10 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、10 番の申請について、大字毛塚在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）が、大字毛塚地内に所有する農地（田 1 筆）を、敷地拡張のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、敷地拡張の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 11 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、11 番の申請について、坂戸市在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字毛塚地内に所有する農地（畑 3 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、
--	--

	農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 12 番の申請について 毛塚地区・鹿田委員より、12 番の申請について、さいたま市在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）が、大字毛塚地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 13 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、13 番の申請について、大字宮鼻在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、専用住宅敷地に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅敷地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 14 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、14 番の申請について、大字高坂在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。
--	--

議案第 5 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件	15 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、15 番の申請について、坂戸市在住の申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人（渡人）外 2 名が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 5 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 16 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、16 番の申請について、坂戸市在住の申請人（受人）より、大字古凍在住の申請人（渡人）が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅 ぐみ置場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅 ぐみ置場の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 17 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、17 番の申請について、比企郡滑川町在住の申請人（受人）より、大字上野本在住の申請人（渡人）外 1 名が、若松町 2 丁目地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 5 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について 議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法
---	--

議案第 6 号 農用地利用配 分計画 (案) の 件	第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。 内容審議の結果、71 筆の利用権設定を承認した。 議案第 6 号 農用地利用配分計画 (案) の件について 野村議長が利害関係者のため、久保田職務代理が議長を代理する。 議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用配分計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。
議案第 7 号 農地等の利用 の最適化の推 進に関する指 針 (改正案) の 件について	議案第 7 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針 (改定案) の件について 議長は事務局に改正箇所について説明を求め、事務局より網掛け部分が改正された部分である旨の説明がなされた。内容審議の結果、「質問なし」として、これを承認した。
議案第 8 号 別段面積 (下 限面積) の廃 止について	議案第 8 号 別段面積 (下限面積) の廃止について 議長は事務局に説明を求め、事務局より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第 5 条の規定により、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定される下限面積の要件が適用されなくなるが、下限面積を別段面積として公示しているため、当該公示の廃止をしたい旨の説明がなされた。 議長より、全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。
議案第 9 号 東松山市農業 委員会が管理 する個人情報 の保護に関す る規程の一部 を改正する告 示について	議案第 9 号 東松山市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示について 議長は事務局に説明を求め、事務局より、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、該当箇所を改正したい旨の説明がなされた。 議長より、全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。
議案第 10 号 東松山市農業 委員会におけ る死者情報の	議案第 10 号 東松山市農業委員会における死者情報の取扱いに関する規程を制定する告示について 議長は事務局に説明を求め、事務局より、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、死者情報の取扱いに関する規程

取扱いに関する規程を制定する告示について	
報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件	を制定したい旨の説明がなされた。 議長より、全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 農地法第3条の3権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、3件を確認する。 農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、4件を確認する 農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、8件を確認する。 農地法施行規則第29条第1号届出報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。 農地改良届出報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。
その他	農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和5年4月25日（火） 午前10時20分～ 会 場 総合会館3階 303会議室 午前12時15分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和4年度第12回総会を閉じた。 以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和5年4月25日 議長 野村 孝行 委員 久保田 節子 委員 松崎 昭三